

有害使用済機器の保管・処分の届出の概要

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする皆様は、あらかじめ、必要な事項を京都市へ届け出なければなりません。この度、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、有害使用済機器に係る届出制度が以下のように定められました（平成30年4月1日施行）。届出制度の詳細は、「有害使用済機器の保管等に関する届出手続等の手引」を御確認ください。

① 有害使用済機器の定義

有害使用済機器とは、使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものをいう。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2）

② 届出対象者

有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者

なお、適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして、下記概要に該当する事業者は、届出の必要がない場合もあります。届出除外対象者についての詳細は「有害使用済機器の保管等に関する届出手続等の手引」にて御確認ください。

<届出除外対象者についての概要>

- 有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者（事業所の敷地面積が100㎡未満の場合）
- 行政機関（市町村、都道府県、国）である場合
- 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業を行う場合であって、本業に付随して有害使用済機器の一時保管を行う場合
- 法令に基づき環境保全上の措置が講じられ、環境汚染のおそれがないと考えられる者（関係法令の許可、認定、委託又は指定に係る事業場で保管等を行う場合に限り、当該許可等を受けている期間内に行われる保管等についてのみ届出不要となる。）

③ 届出期間

新規事業者は事業開始前10日前までに届出が必要である。

なお、法改正の施行日（平成30年4月1日）に、既に有害使用済機器の保管等を業として行っている者については、施行後6ヶ月が経過するまで（平成30年10月1日まで）に届出が必要である（猶予期間）。

届出の必要がある事業者は、有害使用済機器の保管及び処分の基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければなりません。基準については「有害使用済機器の保管等に関する届出手続等の手引」にて御確認ください。

（問合せ先）京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課
（住所）京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
（電話）075-222-3957 （FAX）075-221-6550